



令和8年度
(一社) 町田市文化協会
定 時 社 員 総 会
資 料

一般社団法人
町田市文化協会

令和8年度 定時社員総会 次第

- 1 日 時 令和8年6月14日（日）午前10時00分～12時00分
- 2 場 所 町田市民ホール（町田市森野二丁目2番36号）第4会議室
- 3 挨拶
（一社）町田市文化協会 会 長 高野 宗佳
町田市 市 長 稲垣 康治 様
町田市議会 議 長 佐藤 和彦 様
（一財）町田市文化・国際交流財団 理 事 長 高橋 豊 様
（学）東京町田学園デザイン&建築専門学校 理 事 長 井上 博行 様
（一社）町田市文化協会 常任顧問 大西 宣也 様
〃 常任顧問 新井 吼優 様
〃 顧 問 鷺北 秀樹 様
- 4 来賓紹介
- 5 議 事

報告事項 令和7年度事業報告の件

決議事項

- 第1号議案 令和7年度決算承認の件
- 第2号議案 令和8年度事業計画案及び予算案承認の件
- 第3号議案 理事選任の件
- 第4号議案 会長、副会長、専務理事選任の件

《総会後の懇親会》

12時30分～14時30分

(一社)町田市文化協会令和7年度 事業報告
令和7年4月1日～令和8年3月31日

2025町田さくらまつり参加

令和7年3月29日(土)・30日(日) 尾根緑道
舞台:町田市舞踊連合会 東京都町田市フラ協会
展示:町田市美術協会 町田市文化協会2テント

定時社員総会

6月29日(日) 町田市民ホール第4会議室
総社員数68名 出席社員数 66名(本人出席46名 委任状出席20名)

総会後懇親会

町田市民ホール第4会議室
出席者 71名

第47回町田市民文化祭

10月29日(水)～11月3日(月・祝) 町田市民ホール
まほろ座MACHIDA 11月3日:町田Jazzを楽しむ会
記念式典 10月29日(水)ウェルカムミニコンサート:鳥尾匠海様
入場者 延べ18,000名

臨時社員総会

12月8日(月) 町田市民ホール
総社員数68名 出席社員数 56名(本人出席33名 委任状出席23名)

第13回新春文化の祭典in鶴川2026

令和8年1月10日(土)～12日(月・祝) 和光大学ポプリホール鶴川
入場者 延1829名

新年賀詞交歓会

1月31日(土) レンブラントホテル東京町田
出席者 121名 ご来賓62名
出演団体:民謡協会、シャンソン文化協会、ルミナス音楽舞台協会、舞踊連合会

町田市民文化祭「春の催し」第51回市民美術展

2月28日(土)～3月8日(日) 町田市立国際版画美術館
出品数 279点 来場者 延べ約4700名
2月28日(土)オープニングセレモニー ご来賓22名
メダル受賞者:20年連続6名、10年連続1名
2月28日(土)楽しくぬり絵をしましょう(町田市美術協会)
3月7日(土)町田市民美術展「文化講演会とコンサート(研修事業)」
参加者 95名
講演会:「色彩から見る浮世絵版画」
町田市立国際版画美術館館長 大久保純一氏
コンサート:シャンソン&カンツォーネ ピーノ松谷様,重南ゆうこ様(シャンソン文化協会)
3月1日(日)席上揮毫(町田市書道連盟)

後援事業

11件

文協通信

86号～89号発行

町田の文化

33号発行

各会議

・理事会 4回
・運営委員会 4回
・実行委員会 2回
・役員会 9回

第 1 号議案

貸借対照表（令和8年3月31日）

借 方		貸 方	
現金	58,214	繰越金	2,593,001
普通預金	1,526,560		
定期預金	803,145		
市美展別預金	205,082		
計	2,593,001	計	2,593,001

正味財産増減計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

項 目	本年度決算額	前年度決算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
【経常増減の部】			
1. 経常収益			
受取会費	1,360,000	1,352,000	8,000
団体受取会費	440,000	470,000	-30,000
正会員受取会費	248,000	255,000	-7,000
賛助会員受取会費	672,000	627,000	45,000
事業収益	4,869,147	5,122,132	-252,985
懇親会収益	306,000	312,000	-6,000
会員研修費収益	0	384,650	-384,650
秋の文化祭収益	1,639,750	977,800	661,950
新春文化の祭典	289,230	387,650	-98,420
賀詞交歓会収益	1,240,000	1,358,800	-118,800
さくらまつり収益	106,550	7,500	99,050
春の文化祭収益	1,202,617	1,608,732	-406,115
会報収益	85,000	85,000	0
雑収益	312,138	328,799	-16,661
寄付金収入	248,000	175,000	73,000
雑収益	64,138	153,799	-89,661
補助金収入(町田市)	1,600,000	1,550,000	50,000
経常収益計	8,141,285	8,352,931	-211,646
2. 経常費用			
事業費	5,236,104	5,324,590	-88,486
会報誌発行費	527,000	530,000	-3,000
さくらまつり事業費	129,216	42,010	87,206
懇親会費	249,099	275,000	-25,901
秋の文化祭事業費	1,639,228	1,102,370	536,858
会員研修費	0	367,352	-367,352
賀詞交歓会費	1,119,154	1,166,800	-47,646
春の文化祭事業費	1,281,232	1,324,916	-43,684

新春文化の祭典	277,572	362,900	-85,328
雑費	13,603	153,242	-139,639
管理費	2,268,647	2,698,735	-430,088
人件費(法定福利等含)	717,745	1,226,460	-508,715
負担金	144,000	240,000	-96,000
総会・理事会費	154,825	143,542	11,283
企画運営委員会費	70,350	35,696	34,654
消耗品費	86,919	261,625	-174,706
通信運搬費	190,520	164,630	25,890
広報費	54,660	44,660	10,000
慶弔交際費	544,413	360,602	183,811
印刷製本費	136,900	57,960	78,940
諸会議・活動費	168,315	159,974	8,341
予備費	28,310	3,586	24,724
経常費用計	7,533,061	8,023,325	-490,264
評価損益調整前当期経常増減額	608,224	329,606	278,618
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	608,224	329,606	278,618
【経常外増減の部】			
1. 経常外収益計	0	0	0
2. 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前一般正味財産増減額	608,224	329,606	278,618
法人税、住民税及び事業税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	608,224	329,606	278,618
一般正味財産期首残高	1,984,777	1,655,171	329,606
一般正味財産期末残高	2,593,001	1,984,777	608,224
II 正味財産期末残高	2,593,001	1,984,777	608,224

正味財産増減計算書附属明細書

(一社) 町田市文化協会

令和7年4月1日～令和8年3月31日

収入の部

単位 円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (C) = (B)-(A)	備考
会費収入	1,250,000	1,360,000	110,000	
団体会員会費収入	440,000	440,000	0	20,000×22団体
正会員会費収入	260,000	248,000	-12,000	5,000×22人+3,000×46人
賛助会員会費収入	550,000	672,000	122,000	100,000×1+50,000×2+30,000×1+15,000×1+10,000×32+6,000×1+5,000×19+2,000×3
事業収益	4,530,000	4,869,147	339,147	各行事での事業収入
秋の文化祭収益	800,000	1,639,750	839,750	参加出品料、物販販売、プログラム広告など
新春文化の祭展収益	250,000	289,230	39,230	能ワークショップ・販売・町田市文化・国際交流財団補助金
春の文化祭収益（市美展）	1,300,000	1,202,617	-97,383	市美展
出展料収入	1,000,000	1,044,000	44,000	出品料など
雑収入	300,000	158,617	-141,383	講演会+シャンソンコンサートなど
さくらまつり収益	30,000	106,550	76,550	参加団体費
賀詞交歓会収益	1,200,000	1,240,000	40,000	新年交流会
懇親会収益	300,000	306,000	6,000	会員交流会
会報誌発行収益	150,000	85,000	-65,000	町田の文化広告費
会員研修会収益	500,000	0	-500,000	
補助金収入	1,600,000	1,600,000	0	町田市
寄付金収入	150,000	248,000	98,000	会員から寄付
雑収益	70,000	64,138	-5,862	
利息収入	1,000	3,877	2,877	利息
雑収入	69,000	60,261	-8,739	
収入合計	7,600,000	8,141,285	541,285	

支出の部

単位 円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (C) = (B)-(A)	備考
事業費	4,900,000	5,236,104	336,104	
秋の文化祭費	1,200,000	1,639,228	439,228	プログラム・ポスター制作印刷、販売仕入れなど
新春文化の祭典費	300,000	277,572	-22,428	新春文化の祭典費・参加団体への補助
春の文化祭費（市美展）	1,100,000	1,281,232	181,232	市美展費
委託料	400,000	331,800	-68,200	
看板製作費	100,000	135,300	35,300	
印刷製本費	300,000	271,480	-28,520	
その他	300,000	542,652	242,652	講演会+シャンソンコンサートなど
さくらまつり費	50,000	129,216	79,216	出品料・テント代など
賀詞交歓会費	800,000	1,119,154	319,154	会場費・出演団体へ謝礼など
懇親会費	250,000	249,099	-901	会員懇親会贈いなど
会報誌発行費	600,000	527,000	-73,000	文協通信年4回発行、町田の文化
会員研修会費	400,000	0	-400,000	
雑費	200,000	13,603	-186,397	
管理費	2,670,000	2,268,647	-401,353	
人件費	800,000	711,635	-88,365	事務局員給料・役員年間活動交通費
法定福利費	20,000	6,110	-13,890	事務局員労災保険
福利厚生費	10,000	0	-10,000	
負担金	240,000	144,000	-96,000	光熱費
総会・理事会費	100,000	154,825	54,825	定時総会・臨時総会
企画運営委員会費	100,000	70,350	-29,650	運営・実行委員会会議費
消耗品費	300,000	86,919	-213,081	事務用品費など
通信運搬費	200,000	190,520	-9,480	電話料金、郵送料など
広報費	100,000	54,660	-45,340	新聞広告など
保険料	50,000	0	-50,000	
慶弔交際費	300,000	544,413	244,413	各団体へ渉外費及び賛助会費など
印刷製本費	200,000	136,900	-63,100	ホームページ管理費・封筒印刷など
租税公課費	50,000	0	-50,000	
諸会議・活動費	200,000	168,315	-31,685	役員会会議費
予備費	30,000	28,310	-1,690	市美展講演会経費など
支出合計	7,600,000	7,533,061	-66,939	
当期正味財産増減額	0	608,224	608,224	

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 18 日

一般社団法人町田市文化協会

会 長 高野 宗佳 殿

監事 齊 藤 千賀子

監事 平 野 清

私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告の監査結果

①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

(一社) 町田市文化協会 令和8年度事業計画 (案)

1. 2026 町田さくらまつりへの参加

開催期間 令和8年3月28日(土)29日(日)

舞台: 町田市舞踊連合会、ルミナス音楽舞台協会、東京都町田市フラ協会

展示: 町田市美術協会、町田市文化協会本部

2. 令和8年度定時社員総会

日 時 令和8年6月14日(日)10時～

議 事

報告事項: 1. 令和7年度事業報告の件

決議事項: 第1号議案 令和7年度 決算承認の件

第2号議案 令和8年度 事業計画案及び予算案承認の件

第3号議案 理事選任の件

第4号議案 会長、副会長及び専任理事専任の件

総会後懇親会 町田市民ホール第4会議室

3. 令和8年度町田市民文化祭

(1) 第48回 秋の催し

期 日 令和8年10月29日(木)～11月4日(水) ※2日(月)休館

主 催 一般社団法人 町田市文化協会

事業主催 各団体

共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

後 援 町田市、町田商工会議所、町田市社会福祉協議会、
町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合

(2) 春の催し 第52回市民美術展

期 日 令和9年3月6日(土)～3月14日(日)

主 催 一般社団法人 町田市文化協会

事業主催 町田市書道連盟、町田市美術協会

共 催 町田市

後 援 町田商工会議所、町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合
協 力 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

4. 臨時社員総会 令和8年12月14日(月)

5. 新春文化の祭典 in 鶴川 2027

期 日 令和9年1月9日(土)～11日(月・祝)

共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団

6. 賀詞交歓会 令和9年1月30日(土)

7. 会員研修会 令和8年9月12日(土) 立川晴の輔 独演会

8. 会報「町田の文化」第34号発行 6月

9. 「文協通信」4月、7月、10月、1月の発行

10. 理事会・各委員会・運営委員会を必要に応じて開催する

11. その他 文化協会の目的達成に必要な事業

町田市文化協会 2026年度（令和8年度）収支予算書（案）

収入の部

単位 円

科目	当年度	前年度	増減	備考
会費収入	1,300,000	1,250,000	50,000	
団体会員会費収入	440,000	440,000	0	
正会員会費収入	260,000	260,000	0	
賛助会員会費収入	600,000	550,000	50,000	
事業収入	4,830,000	4,530,000	300,000	
秋の文化祭収益	1,000,000	800,000	200,000	市民文化祭・広告・出展料・販売事業
新春文化の祭典収益	300,000	250,000	50,000	ポプリホール出展料・販売事業
春の文化祭収益（市美展）	1,300,000	1,300,000	0	市美展
出品料収益	1,000,000	1,000,000	0	作品出品料
雑収益	300,000	300,000	0	講演会など
さくら祭り収益	30,000	30,000	0	出演料など
賀詞交歓会収益	1,200,000	1,200,000	0	新年交流会
懇親会収益	300,000	300,000	0	会員交流会
会報誌発行収益	200,000	150,000	50,000	町田の文化など
会員研修会収益	500,000	500,000	0	研修費
補助金収入	1,600,000	1,600,000	0	町田市補助金
寄付金収入	200,000	150,000	50,000	会員など寄付金
雑収入	70,000	70,000	0	
利息収入	2,000	1,000	1,000	
雑収入	68,000	69,000	-1,000	
収入合計	8,000,000	7,600,000	400,000	

支出の部

単位 円

科目	当年度	前年度	増減	備考
事業費	5,200,000	4,900,000	300,000	
秋の文化祭費	1,200,000	1,200,000	0	市民文化祭
新春文化の祭典費	400,000	300,000	100,000	新春ポプリホール
春の文化祭費（市美展）	1,200,000	1,100,000	100,000	市美展
委託料	400,000	400,000	0	会場設営費など
看板製作費	200,000	100,000	100,000	看板
印刷製本費	300,000	300,000	0	プログラム、チラシ、はがきなど
表彰その他	300,000	300,000	0	講演会など
さくら祭り費	50,000	50,000	0	テント、参加費など
賀詞交歓会費	900,000	800,000	100,000	新年交流会
懇親会費	250,000	250,000	0	会員交流会
会報誌発行費	600,000	600,000	0	町田の文化、文協通信制作印刷費
会員研修会費	400,000	400,000	0	研修活動費
雑費	200,000	200,000	0	
管理費	2,780,000	2,670,000	110,000	
人件費	800,000	800,000	0	事務局員手当など
法定福利費	20,000	20,000	0	事務局員労災
福利厚生費	10,000	10,000	0	事務局員福利厚生費
負担金	200,000	240,000	-40,000	事務所光熱水費負担金
総会・理事会費	150,000	100,000	50,000	定時総会・臨時総会
企画運営委員会費	100,000	100,000	0	運営・実行委員会会議
消耗品費	300,000	300,000	0	事務所消耗品費
通信運搬費	200,000	200,000	0	郵送料・電話料金など
広報費	200,000	100,000	100,000	ホームページ管理費・新聞広告など
保険料費	50,000	50,000	0	保険料
慶弔交際費	400,000	300,000	100,000	各団体賛助、挨拶など
印刷製本費	100,000	200,000	-100,000	封筒など
租税公課費	50,000	50,000	0	登記料など
諸会議・活動費	200,000	200,000	0	役員会会議費
予備費	20,000	30,000	-10,000	
支出合計	8,000,000	7,600,000	400,000	

第 3 号議案 理事選任の件

理事全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては次のとおり理事を選任いたしたく存じます。

	候補者	区分
理 事	小日向 佳 子	重任
	鈴 木 京 子	重任
	岡 野 美紀子	重任
	竹 井 敏 夫	重任
	大 谷 光 雄	重任
	飯 田 俊 孝	重任
	池 田 博 一	重任
	黒 崎 聡 史	重任
	石 橋 國 彦	重任
	東 恵 子	新任
	大 谷 る り	新任

第 4 号議案 会長、副会長及び専務理事選任の件

前号議案が承認可決されることにより、理事の改選が行われます。つきましては、同議案の承認可決を条件として、次のとおり会長、副会長及び専務理事を選任いたしたく存じます。

会 長	高 野 宗 佳
副会長	大 谷 光 雄
副会長	竹 井 敏 夫
副会長	岡 野 美紀子

一般社団法人町田市文化協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市文化協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、町田市の文化を振興し、加盟団体の発展向上と連絡協調を図るとともに、広く市民の文化に対する意識の高揚に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 町田市民への文化の普及及び奨励
- (2) 加盟団体の発展強化及び相互の連絡協調の推進
- (3) 文化活動に関する各種事業の実施及び推奨
- (4) 町田市民の文化活動振興に関する調査研究及び広報宣伝に関すること
- (5) 町田市以外の文化団体との交流及び提携
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体、及びこれらの者より推薦された個人とし（1法人又は1団体あたり6名以内とする。）、その総数は20名以上とする。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに賛助会員となる。会長は、入会した賛助会員を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、会費、その他の拠出金を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと

きは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を以て構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、定時社員総会及び臨時社員総会共に正会員定数の過半数以上の出席又は委任状の提出を以て成立し、議決権はその過半数を以て成立する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事・・・3名以上20名以内
- (2) 監事・・・2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
また、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事の任期が定時社員総会の終結の時に満了し、会長、副会長及び専務理事が資格喪失により退任する場合は、当該定時社員総会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定することができる。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、社員総会又は理事会において意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会の承認を得て随時適宜なる人選をして充てることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告書

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。ただし、理事会が必要と認めたときは、これら以外の者から選任することを妨げない。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。
(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
(省略)

(設立時の主たる事務所)

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都町田市木曽西5丁目23番44号に置く。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

一般社団法人町田市文化協会 定款施行細則

第1条 この細則は、一般社団法人町田市文化協会（以下、「協会」という）の定款第9章第45条の規定に基づき、協会に必要な事項を定める。

第2条 定款7条に基づく協会の正会員入会申込書を様式1、賛助会員入会申込書を様式2により定める。

第3条 定款8条に基づく協会の会費および賛助会費は次の通りとする。

- (1) 正会員を推薦する法人又は団体の入会金 10,000 円
- (2) 正会員を推薦する法人又は団体の年会費 20,000 円
- (3) 正会員の年会費 団体代表者 5,000 円、その他の正会員 3,000 円
- (4) 個人の賛助会員の年会費 一口 2,000 円（口数は任意とする。）
- (5) 法人又は団体の賛助会員の年会費 一口 5,000 円（口数は任意とする。）

第4条 定款29条に基づく名誉会長及び顧問を次の通り置くことができる。会長は、理事会が選任した名誉会長及び顧問を遅延なく社員総会に報告しなければならない。

- (1) 名誉会長は、町田市長を理事会が選任する。
- (2) 顧問は、常任顧問と顧問を置く。
- (3) 常任顧問は、協会に著しい貢献のあった協会の会長経歴者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4) 顧問は、協会に長年にわたり貢献と功績があった者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。

第5条 定款44条に基づき運営委員会を設置する。

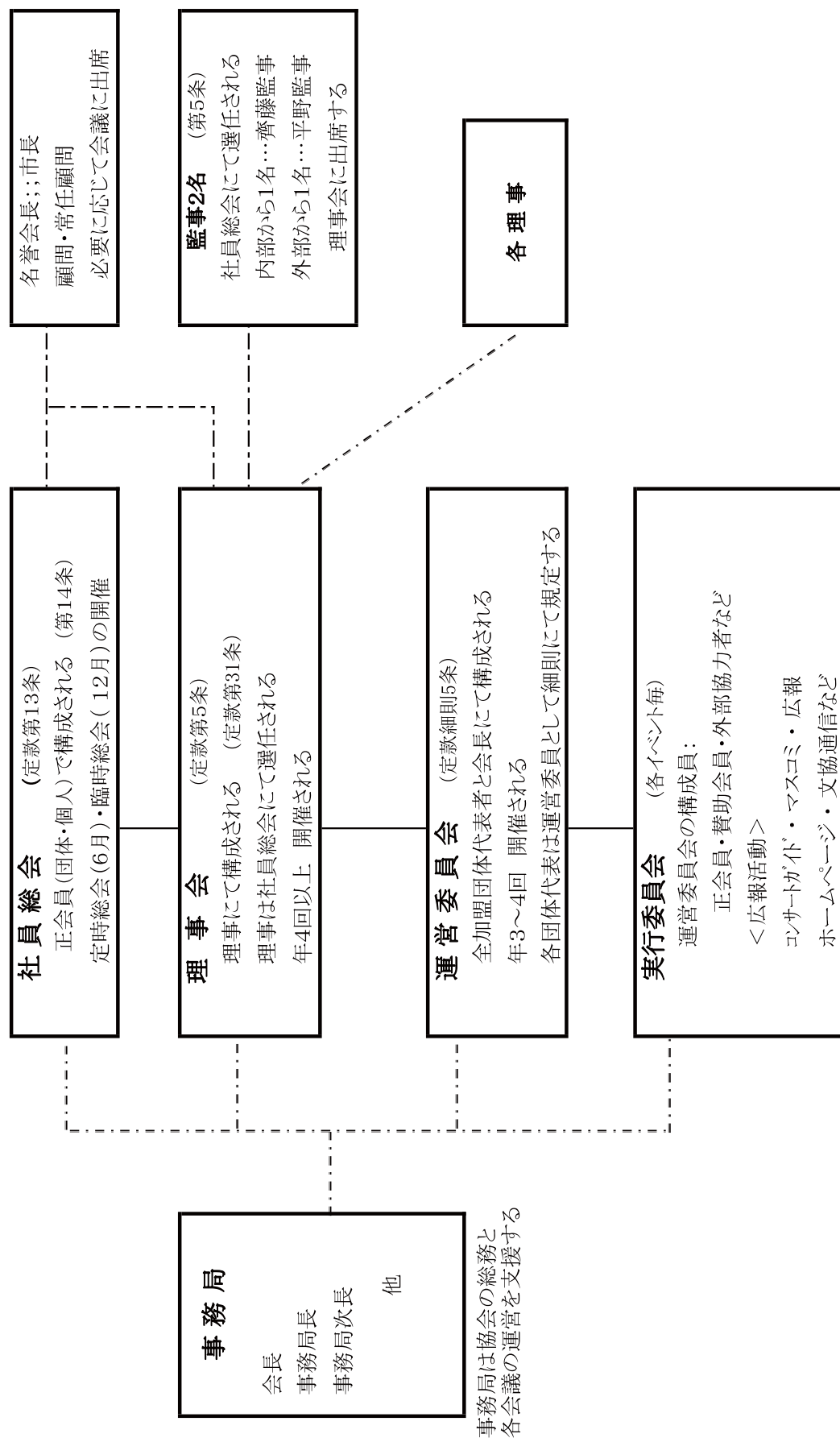
- 2 運営委員は、正会員を推薦する法人又は団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、社員総会又は、理事会に提案する案件の内会長が必要とした案件等を審議する。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時会長が招集し、開催する。
- 5 議長は、会長が当たる。
- 6 議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した出席正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6条 この細則に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この細則は、2021年5月13日から施行する。

(一社)町田市文化協会 組織図



*定款第20条; ;現役員メハバーを中心に、理事として20名以内で登記する

* 定款第21条; 理事・監事は定時社員総会の決議によって選任する

会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める

一般社団法人 町田市文化協会

〈ホームページ〉

<http://machida-bunkyo.com/>

〈メールアドレス〉

machida.bunka@gmail.com